

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する

第三者委員会令和 3 年大人事人第 144 号に関する部会運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和 3 年大人事人第 144 号に関する部会（以下「部会」という。）における調査審議に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議の範囲）

第 2 条 部会は、令和 3 年 9 月 8 日付け大人事人第 144 号の諮問書（以下「諮問書」という。）による市長からの諮問に基づき、次の各号に掲げる事項の調査審議を行う。

- （1） 調査事案（諮問書において調査審議の対象とされた事案をいう。以下同じ。）に係る事実関係の調査
- （2） 調査事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析
- （3） 前 2 号の調査審議の結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

（ウェブ会議の方法による会議の開催等）

第 3 条 部会長が必要と認めるときは、部会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、部会の委員は、部会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で部会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって部会の会議に出席したものとみなすものとする。

（会議の招集）

第4条 部会の会議を招集しようとするときは、部会長は、開催日の1週間前までに、開催日時、場所及び議題を、他の委員に通知するものとする。ただし、会議を緊急に招集する必要があるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第5条 部会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 調査審議事案の当事者の個人に関する情報を会議において取り扱う場合
- (2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 部会は、1の会議のうち前項各号に該当しない部分を公開とする等の方法により、可能な限り会議が公開されるよう努めるものとする。

3 部会は、会議において、原則として、次回の会議の公開又は非公開の別を決定しなければならない。

(議事の進行)

第6条 会議の司会進行は、部会長が行うものとする。

2 事務局の職員は、部会長の求めに応じて発言することができる。

(関係者の出席)

第7条 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則（平成27年大阪市規則第177号）第9条の規定により部会に出席する関係者は、弁護士以外の者については、部会が必要と認めた者に限り、付添人として同席させることができる。

(調査の実施)

第8条 部会が行う事実関係の調査は、あらかじめ、部会の会議において、その調査目的及び手法を明らかにして行うものとする。当該調査を専門委員に委

嘱した場合も同様とする。

(議事録等の作成)

第9条 部会の議事録は、会議開催後、部会長の指示に従い、速やかに事務局において作成し、所定の手続により公開するとともに、委員に送付しなければならない。

2 部会は、特に必要があると認めたときは、前項の議事録を委員又は専門委員に作成させることができる。

3 部会は、調査審議の公平、中立に支障とならない限りで、第1項の議事録のほかに、事務局に資料を作成させることができる。

(答申)

第10条 部会は、調査審議を終えた場合は、その結果を報告書として取りまとめ、市長及び教育委員会に提出するものとする。

(委員の守秘義務)

第11条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員の報告義務)

第12条 委員は、大阪市その他の調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合は、その旨を市長及び部会に報告しなければならない。

2 部会は、前項の報告があった場合は、当該委員の調査事案からの除斥の要否について、市長に意見を述べるものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して、その都度定める。

附 則

この要綱は、令和３年９月２７日から施行する。